

第1章 計画の概要 (計画書 P1~P7)

■緑の基本計画とは

緑の基本計画は、都市緑地法第4条に基づき市町村が定める法定計画であり、都市における総合的な緑 の計画となるものです。

緑の基本計画では、「緑地の保全及び緑化の目標」、そしてその目標を達成するための「緑地の保全及び 緑化推進のための施策」を定めることとされています。また、必要に応じて都市公園の整備の方針なども定 めることができることから、総合的な緑の計画として位置づけられています。

■SDGsへの取り組み

2015年9月に開催された国連サミットにおいて、地球環境や経済活動、人々の暮らしなどが持続可能とな ることを目指し、2030年までの行動計画として、17の目標と169のターゲットからなる「SDGs(持続可能な 開発目標)」が採択され、SDGsの達成に向けて自治体レベルで取り組むことが求められていることから、本 計画においても関連目標とします。

■計画の期間と対象区域

- ▶計画期間 令和4(2022)年度から令和23(2041)年度までの20年間
- ▶対象区域 町内全域 ただし都市計画区域内を中心とする

■基本計画での緑と緑地

- ▶緑・・・・・山林、雑木林、農地、河川、公共施設や工場、事業所の植栽地
- ▶緑地・・・施設緑地(都市公園等)と地域性緑地(条例や協定等によるもの)

第2章 神川町の緑の現況と課題 (計画書 P8~P22)

■緑地の現況

本町の全域面積 4,740ha 3,840ha 緑地面積

緑被率 約81%

埼玉県全体の平均緑被率 約67%

■計画課題

【抜粋】

- (1) 都市と自然の調和を図る
- (2) 多様な緑を発揮している緑を保全する
- (3) 公園や身近な緑の空間を増やす
- (4) 緑に関わる取り組みを協働する
- (5) 水辺と緑地の環境整備
- (6) 緑を適切に維持管理する仕組みをつくる

近世から継続されてきた土地利用を背景に、河川・農地・屋敷林などが一体となった田園風景が維 持され、これらの緑を本町の公的機能の高い緑として、将来にわたって保全し、その機能を有効に発 揮させていくことが望まれる他、景観保全や自然環境に配慮した土地利用や豊かな自然体験をできる 環境づくりが必要となります。また、行政だけではなく町民や自治会、経済団体、民間企業などとの 協働により緑を適切かつ長期的な視点をもって維持管理する仕組みづくりが求められます。

計画の目標と基本方針 第3章 (計画書 P23~P27)

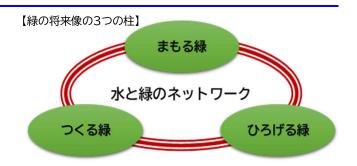
■基本理念

緑の基本計画の基本理念

「豊かな水と緑、歴史と文化に恵まれた本町の緑を、人と自然、そして地域の調和と活力を生み出す存在と してとらえ、かけがえのない地域環境として、次世代に誇れる緑を継承する。」

■緑の将来像

基本理念の考え方のもとに、緑のまちづくりは、 町民、事業者、行政の連携と協働によってはじめて 実現できるものです。第2次神川町総合計画に掲 げられている本町の将来像である「人を育てて ま ちが育つ 未来につなぐ 住みよい神川 ~歴史・ 自然を後世に~」を基本軸として、「人を育ててま <mark>ちが育つ 未来につなぐ 緑のまち」</mark>を将来像とし ます。



■取り組みの基本方針

- (1) 固有の緑の保全と活用
- (2) これまで創出した緑の保全と活用、新たな緑の創出
- (3) 町民参加の緑の活動を拡大・継続
- (4) 人と自然に配慮した取り組み

■計画の目標

- (1) 緑の計画目標 「緑被率を概ね8割確保する」 この高い緑被率を保つため、適正な管理のもと緑を確保します。
- (2) 都市公園の維持目標 「人口減少下でも都市公園の面積を維持する」 町内都市公園、9か所46.03ha を基準とし、人口減少下においても公園面積を維持します。
- (3) 町民満足度の向上 「公園の整備、緑化の推進」 町民満足度30%以上とすることを目標とします。

第4章 緑地の配置方針 (計画書 P28~P39)

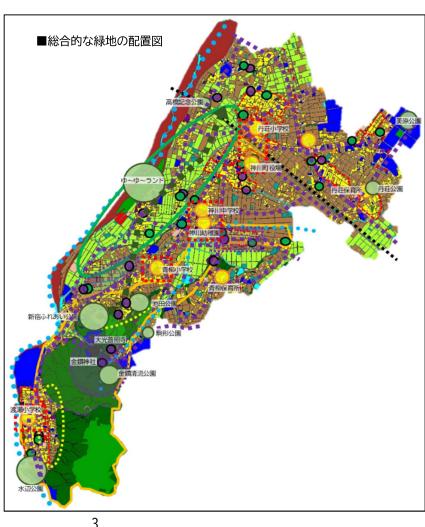
■配置方針

本町の緑の将来像を実現するた めには、都市の緑が持つ機能が効果 的に発揮されるように緑地を配置 し、ネットワークを形成することが重 要となります。

そのため、①「環境保全系統」、② 「レクリエーション系統」、③「防災系 統」、④「景観系統」の4つの緑の系 統別に配置方針を設定するととも

に、「総合的な 緑地の配置」 について定め ます。





第5章 水と緑のネットワークの形成 (計画書 P40・41)

■水と緑のネットワーク

本町の景観特性をより一層高めるため、神流川、金鑚川の河川環境と良好な緑地を有する地区や町内に 点在する屋敷林、社寺林、あるいは公園・緑地等を有機的に連携し、さらにそれぞれの拠点を結ぶことによっ て、町民に親しめるレクリエーション空間を創造し、多様な野生生物の生息空間にも配慮した彩豊かな都市 環境の形成を推進します。

- (1) 公園・緑地の整備・維持管理の充実・質の向上
- (2) 緑化の推進
- (3) 河川等の有効活用

第6章 緑地保全及び緑化推進のための施策 (計画書 P42~P45)

■まもる緑の施策

水辺や樹林地、農地などの本町の緑及び、これまで創出してきた都市公園や公共施設、住宅地等の緑については、緑地としての確保と町民参加による有効な活用を図り、将来にわたって緑の現状を維持・向上していく取り組みを進めます。

■つくる緑の施策

水と緑のネットワークに資する道路や河川・水路の緑化の推進、身近な公共施設の緑化の充実などを図る取り組みを進めます。

■ひろげる緑の施策

本町の緑を維持管理・充実していく推進力として、町民参加を促進し、町民や企業と行政の連携・協力による取り組みを進めるとともに、効果的な参加活動の支援と緑の普及・啓発を図ります。

第7章 計画の実現に向けて (計画書 P46·47)

■計画の実現に向けて

推進体制を確立・維持

緑の長期的な持続のためには、常に適切な維持管理が行われることが必要であることから、各々のパートナーシップを基礎とした協働により、より強力に計画が推進されるような体制の構築を目指します。

段階的な事業の展開

計画の内容は幅広く、また、目標の達成には、長期の時間を要することから、計画内容の普及、体制づくり、施策の実施に至る事業の展開は段階的に着手可能なことから効果的、かつ着実に取り組みます。

近隣市町との連携

緑は町域内にとどまらず、隣接する市町と広域的につながって存在しており、水と緑のネットワークを充実・維持する上で、緑の連続性は特に重要。このため、隣接する市町との連携を図り、広域的な取り組みを進めます。

適切な進行管理

施策の進捗状況や目標に対しての達成度を効率的に把握し、その状況を評価し、評価結果を計画や施策、 目標の見直しなどにつなげる、継続的改善の仕組み(P-D-C-Aサイクル)を構築します。

■計画のプログラム

本計画は、神川町全域における「水と緑のネットワーク形成」を維持・充実する20年の長期の取り組みとなることから、2期に分けて10年単位で見直すものとします。